

第 3 期津市障がい福祉計画（案）について

1 計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等の提供体制が確保されるように、障害者自立支援法第 88 条に基づき策定を義務づけられた計画であります。

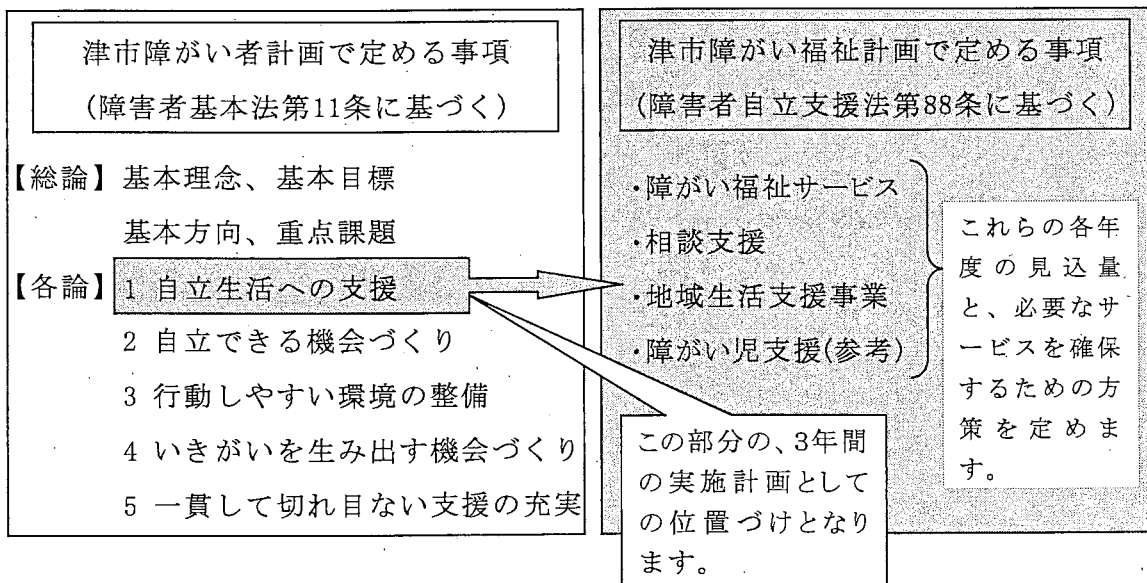
この計画は 3 年ごとに見直しを行うこととしており、この度、第 2 期計画の計画期間が平成 23 年度末で終了することに伴い、国の基本指針に示されている考え方等を踏まえつつ、平成 24 年度から平成 26 年度までを計画期間とした「第 3 期津市障がい福祉計画」を策定します。

ただし、「障害者総合福祉法（仮称）」が平成 25 年 8 月までに施行されることから、第 3 期計画の期間内であっても、必要に応じて計画を見直す場合があります。

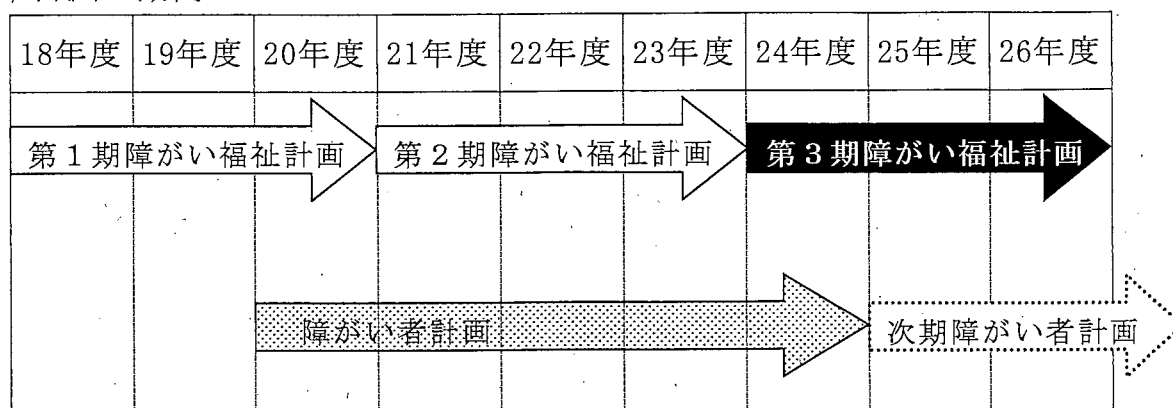
2 計画の位置づけ

本計画は、障がい者施策全般に関わる基本理念や主要施策を定める「津市障がい者計画」の中の障がい福祉サービス等の提供体制に関して作成するものです。

(1) 津市障がい者計画との関係



(2) 計画の期間



3 計画の基本的な考え方

本計画の基本目標は、津市障がい者計画の基本目標「一人ひとりが個性を生かし、心豊かに暮らしていける地域社会の実現」と共通の目標とします。

また、基本理念については、第2期計画の後継計画であることから、第2期計画における基本理念を継承し、「障がい者等の自己決定と自己選択の尊重」、「三障がいに係る制度の一元化による総合的なサービス提供の推進」、「地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備」とします。

4 重点課題に関する数値目標及び方策

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

ア 福祉施設入所者の地域生活へ移行する目標者数については、国の基本指針では平成17年度の福祉施設入所者数293人の3割の87人を基本としています。

しかしながら、アンケート調査結果において、福祉施設側が地域への受入条件を整えば地域生活への移行が可能と考えている入所者は42人であったことを踏まえ、平成26年度末の地域生活への移行者数を59人（17人（第2期計画までの実績）＋42人）と津市の実情に合った数値目標を設定します。

イ 福祉施設の入所者数については、国の基本指針では平成17年度の福祉施設入所者数293人の1割削減（29人）の264人を基本としています。

しかしながら、津市では福祉施設入所の待機者の減少を図る必要があることから、第3期計画の地域生活へ移行する目標者数42人から福祉施設入所の待機者39人（平成23年11月1日現在）を差し引いた3人の削減を見込み、平成26年度末時点の福祉施設入所者数を275人

(278人(平成23年11月1日現在入所者数)－3人)とします。

ウ 数値目標の達成に向けた主な方策については、地域移行を円滑に進めていくための支援策の検討、共同生活援助(グループホーム)及び共同生活介護(ケアホーム)等の居住の場の確保、地域生活での自立生活体験ができる施設への支援、計画相談支援及び地域相談支援による地域生活への移行、定着を促進します。

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

ア 福祉施設利用者の一般就労へ移行については、アンケート調査結果において一般就労への移行が可能と思われる利用者が37人いることを踏まえ、国の基本指針に即した平成17年度実績2人の4倍の8人を平成26年度の1年間で一般就労へ移行する目標者数とします。

イ 就労移行支援事業の利用者数については、福祉施設利用者1,079人の2割の216人、就労継続支援A型事業の利用者数については、就労継続支援事業利用者440人の3割の132人を国の基本指針では基本としています。

しかしながら、アンケート調査結果において、既存の就労系通所事業所における当該事業への参入が見込めない現状にあることを踏まえ、国が示す上記の基本数値を目標に掲げることは難しいと判断し、第2期計画の利用実績と特別支援学校の卒業後の進路希望を見込み、平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数を12人(1.1%)、就労継続支援A型事業の利用者数を14人(3.2%)と津市の実情に合った数値目標を設定します。

ウ 数値目標の達成に向けた主な方策については、津市地域自立支援協議会を中心とした福祉、教育、労働などの地域関係機関のネットワーク構築による雇用促進、障がい者の就労支援の中核的な拠点である津地域障がい者就業・生活支援センター等との連携による企業への障がい者雇用に対する理解促進、一般就労に近づくためのステップとして必要なサービスである就労移行支援事業、就労移行支援A型事業の実施事業所の確保に向けた支援策の検討、津市独自のリーフレット等による障がい者雇用に対する企業の意識改革を促進します。

5 各サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

(一月当たりの平均利用時間総数と利用者数)

区 分	23年度実績 (見込)	24年度	25年度	26年度
居宅介護	4,043 時間 205 人	4,349 時間 223 人	4,700 時間 241 人	5,051 時間 259 人
重度訪問介護	3,166 時間 6 人	3,693 時間 7 人	4,220 時間 8 人	4,748 時間 9 人
同行援護	189 時間 27 人	399 時間 57 人	434 時間 62 人	469 時間 67 人
行動援護	0 時間 0 人	19 時間 1 人	38 時間 2 人	57 時間 3 人
重度障害者等包括 支援	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人

(2) 日中活動系サービス

(一月当たりの平均利用日数総数と利用者数)

区 分	23年度 実績(見込)	24年度	25年度	26年度
生活介護	8,489 日分 477 人	9,846 日分 547 人	10,332 日分 574 人	10,746 日分 597 人
自立支援(機能訓 練)	157 日分 11 人	126 日分 9 人	126 日分 9 人	126 日分 9 人
自立支援(生活訓 練)	150 日分 9 人	221 日分 13 人	289 日分 17 人	357 日分 21 人
就労移行支援	81 日分 7 人	120 日分 10 人	120 日分 10 人	120 日分 12 人
就労継続支援(A 型)	117 日分 6 人	120 日分 6 人	120 日分 6 人	280 日分 14 人
就労継続支援(B 型)	4,713 日分 286 人	6,409 日分 377 人	6,868 日分 404 人	7,242 日分 426 人
療養介護	10 人	38 人	38 人	38 人
短期入所	574 日分 90 人	576 日分 96 人	612 日分 102 人	648 日分 108 人

(3) 居住系サービス

(一月当たりの平均利用者数)

区 分	23年度 実績(見込)	24年度	25年度	26年度
共同生活援助	9人	11人	11人	11人
共同生活介護	121人	142人	157人	164人
施設入所支援	275人	277人	276人	275人

(4) 相談支援

(一月当たりの平均利用者数)

区 分	23年度 実績(見込)	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	0人	71人	135人	202人
地域移行支援	—	4人	4人	4人
地域定着支援	—	24人	24人	24人

(5) 地域生活支援事業

区 分	単 位	23年度 実績(見込)	24年度	25年度	26年度	
相談支援	障がい者相談支援事業	箇所数	4箇所	5箇所	5箇所	5箇所
	地域自立支援協議会	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
成年後見制度利用支援事業	延利用者数	2人	3人	4人	5人	
コミュニケーション支援事業	延利用者数	259人	260人	260人	260人	
日常生活用具給付等事業	給付件数	5,649件	5,731件	5,819件	5,907件	
移動支援事業	一月当たり平均利用時間	1,232時間	904時間	982時間	1,060時間	
	一月当たり平均利用者数	184人	139人	151人	163人	
地域活動支援センター事業	箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	
	一月当たり平均利用者数	0人	0人	0人	10人	
日中一時支援事業	一月当たり平均利用日数	1,846日	2,178日	2,466日	2,754日	
	一月当たり平均利用者数	315人	363人	411人	459人	

(6) 障がい児支援（参考）

法改正により、障害者自立支援法に規定されていた児童デイサービスが平成24年度から児童福祉法の児童発達支援事業及び放課後等デイサービスとして規定されることとなります。このため、児童福祉法に根拠を移行したサービス・事業については、参考として位置づけ掲載します。

（一月当たりの平均利用日数総数と利用者数）

区 分	23年度 実績(見込)	24年度	25年度	26年度
児童発達支援事業	—	212日分 53人	212日分 53人	212日分 53人
放課後等デイサービス	—	248日分 62人	248日分 62人	248日分 62人

6 サービス見込量の確保に向けた主な方策

訪問系サービスについては、介護保険サービス提供事業所への新規参入の働きかけや重度障がい者、精神障がい者に対するサービス提供体制の確保に努めます。

日中活動系サービスについては、増加する特別支援学校卒業生の利用が予定されている生活介護、就労継続支援B型等のサービス提供事業所の確保やサービス提供事業所が少ない就労移行支援、就労継続支援A型、短期入所の事業所の拡充に努めます。

居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の整備を推進します。

相談支援については、新しい相談支援サービスの提供事業所の確保に努めます。

地域生活支援事業については、基幹相談支援センターの設置等相談支援体制の充実や日中一時支援事業の夏季休暇時における障がい児の受け入れ事業所の確保策として報酬単価に「夏季休暇時特別加算」の新設を図ります。

障がい児支援については、法改正による事業移行について周知し、新しい事業体制への円滑な移行を図ります。

7 計画達成状況の点検及び評価

計画を着実に進めていくため、津市地域自立支援協議会において計画の達成状況等について、継続的に点検、評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

第3期津市障がい福祉計画
(平成24～26年度)

(案)

平成24年 月
津 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本目標	4
2 基本理念	4
3 計画の体系	5
4 障害者自立支援法に基づくサービス体系	6
5 アンケート調査結果の概要	7
第3章 重点課題に関する数値目標及び方策	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	13
2 福祉施設利用者の一般就労への移行	15
第4章 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策	
1 訪問系サービス	17
2 日中活動系サービス	20
3 居住系サービス	24
4 相談支援	26
第5章 地域生活支援事業等の見込量及び確保方策	
1 地域生活支援事業（必須事業）	28
2 地域生活支援事業（任意事業）	35
3 障がい児支援（参考）	37
第6章 計画の推進	
1 計画達成状況の点検及び評価	38
参考資料	39

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「障がい福祉計画」は、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等の提供体制が確保されるように、障害者自立支援法第88条に基づき策定を義務づけられた計画であります。

本市では、計画的にサービス提供を推進していくために、必要なサービスの見込量やこれを確保するための方策を定める平成18年度から平成20年度までの3年間を対象とした「第1期津市障がい福祉計画」（以下、「第1期計画」という）、平成21年度から平成23年度までの3年間を対象とした「第2期津市障がい福祉計画」（以下、「第2期計画」という）を策定しました。

この度、第2期計画の計画期間が平成23年度末で終了することに伴い、国の定める障がい福祉計画の基本指針（平成23年厚生労働省告示第478号）に示されている考え方等を踏まえつつ、障がい福祉サービス等の利用実績や数値目標の進捗状況、アンケート調査結果等を分析・評価し、第2期計画の見直しを行い、平成24年度から平成26年度までの3年間を対象とした「第3期津市障がい福祉計画」（以下、「第3期計画」という）を策定します。

障害者自立支援法 第88条

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

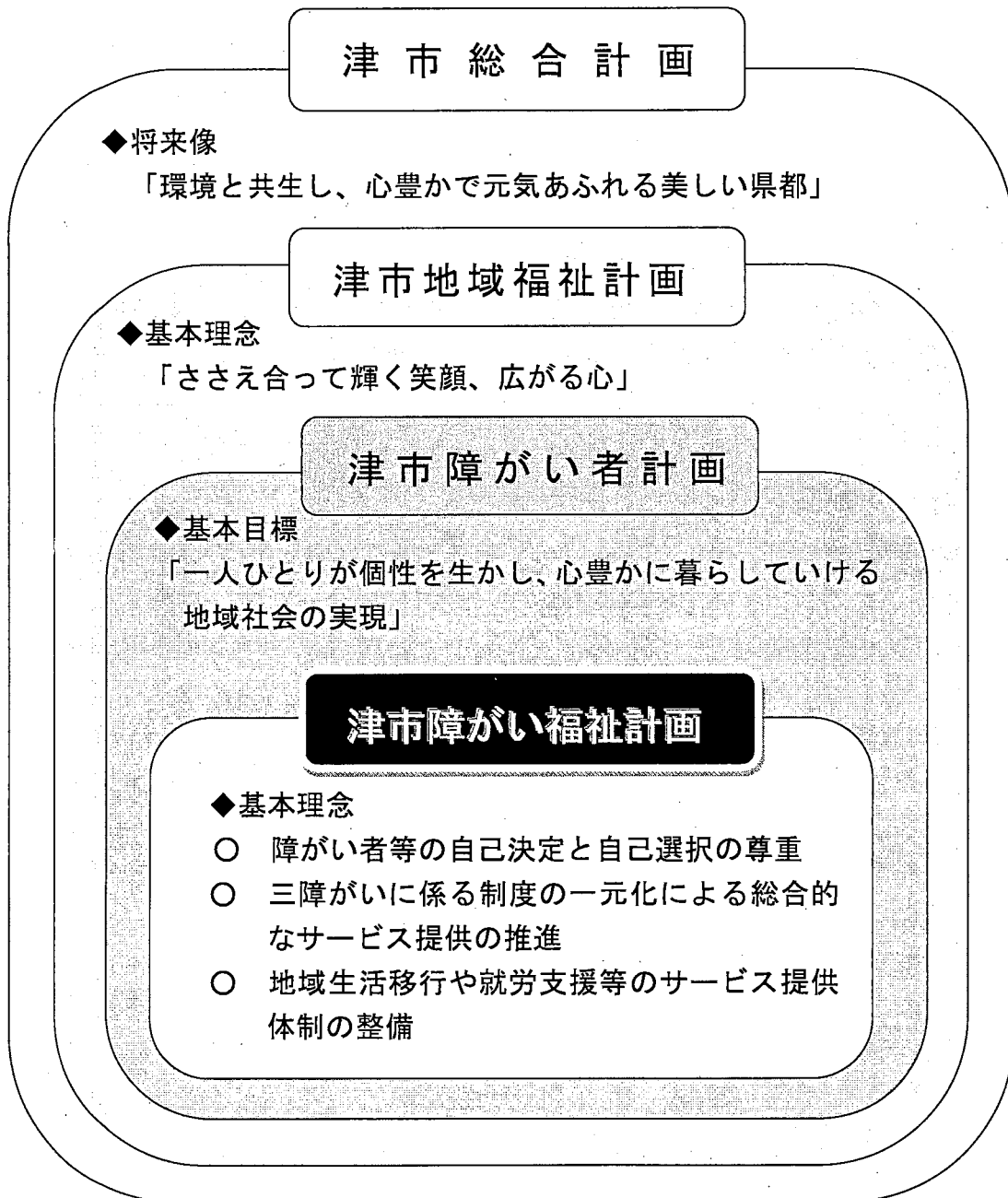
- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実地に関する事項
- 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

（第3項以下 省略）

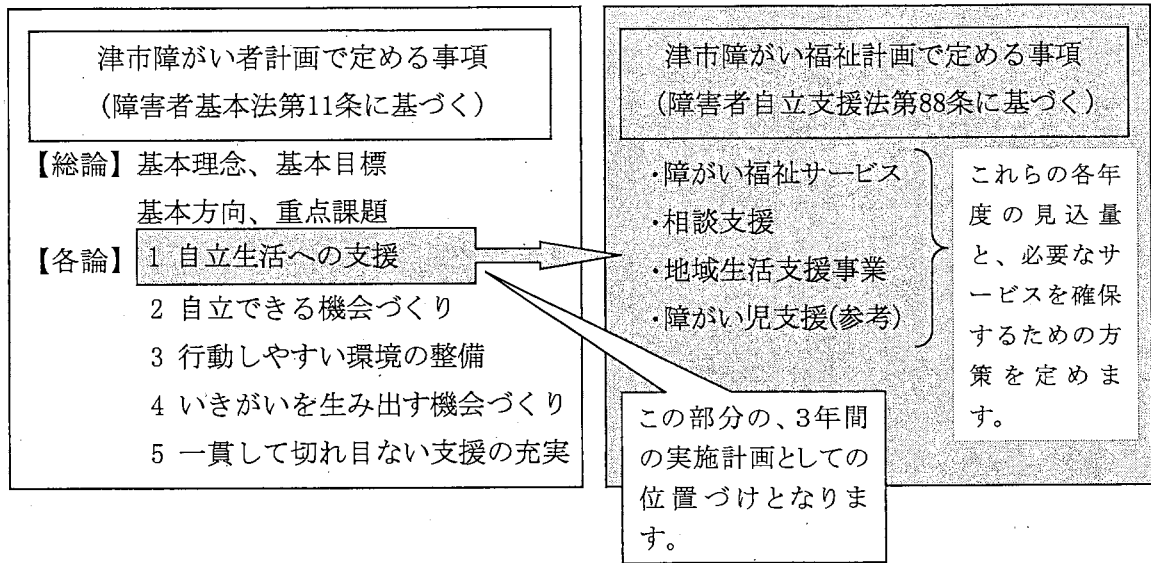
2 計画の位置づけ

本計画は、本市が行う障がい者施策全般に関わる基本理念や主要施策を定める「津市障がい者計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）の中の障がい福祉サービス等の提供体制に関して策定するもので、計画の策定に際しては、津市の総合的な方向性を示す計画である「津市総合計画」との整合性を図るとともに、「津市地域福祉計画」と連携するものです。

【本市の計画との関連性】



◆津市障がい者計画との関係



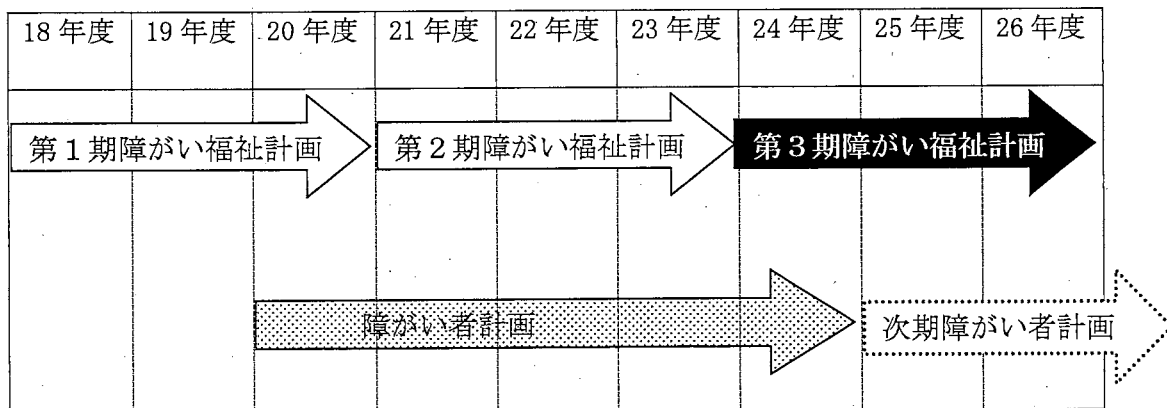
3 計画の期間

障がい福祉計画は、3年を1期として策定することとなっています。

第3期計画は、平成21年度から平成23年度までを計画期間とした第2期計画の見直しを行い、平成24年度から平成26年度までを計画期間として策定します。

ただし、「障害者総合福祉法（仮称）」が平成25年8月までに施行されることから、第3期計画の期間内であっても、必要に応じて計画を見直す場合があります。

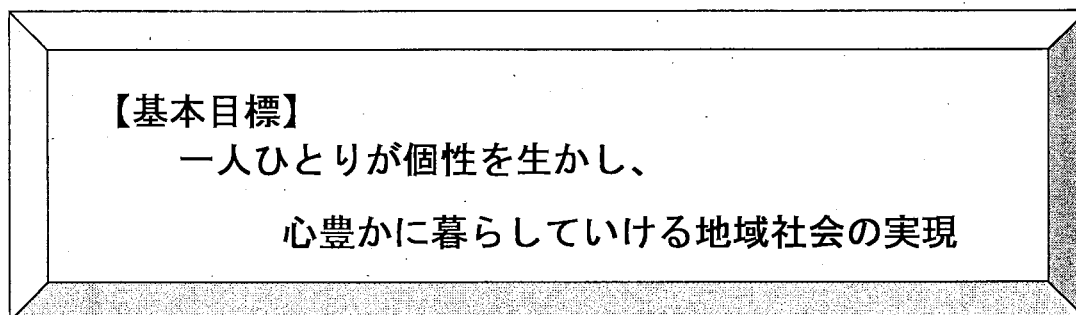
第4期障がい福祉計画は、平成26年度中に平成27年度から平成29年度までを計画期間として策定します。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

本計画の基本目標は、「津市障がい者計画」の基本目標と共通の目標とします。



個々の課題を一部の人の問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として捉えるとともに、「自立する」ということを、「社会との関わり合いの中で障がい者が自分自身の持っている可能性を発揮できること」と捉え、障がい者一人ひとりを起点とした支援策と機会づくり、環境づくりを目指します。

2 基本理念

本計画は、第2期計画の後継計画であることから、第2期計画における基本理念を継承し、次のとおりとします。

(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある人が地域において自立した生活を営むため、障がい者等が自身の望むライフスタイルや個々の環境に応じて自己決定を行い、自由にサービスを選択することができるよう、自己決定と自己選択を尊重することを基本とします。

(2) 三障がいに係る制度の一元化による総合的なサービス提供の推進

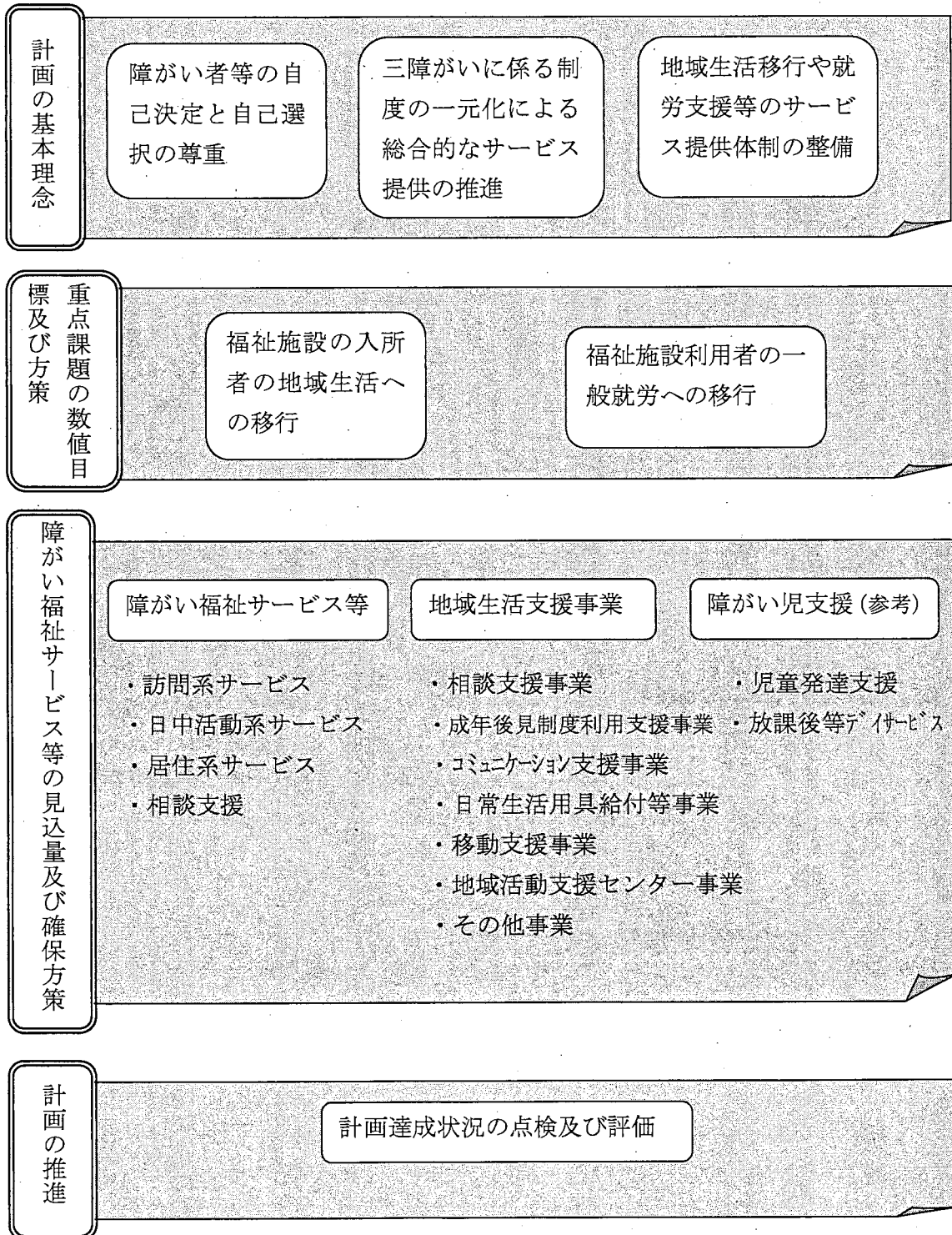
身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、障がい種別にかかわらず、利用者の生活等に応じた障がい福祉サービスが利用できるよう、総合的なサービス提供体制の充実を目指します。

(3) 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援など

新たな課題に対応したサービスの提供体制を整えつつ、障がい者等の生活を地域全体で支え合うシステムづくりを目指します。

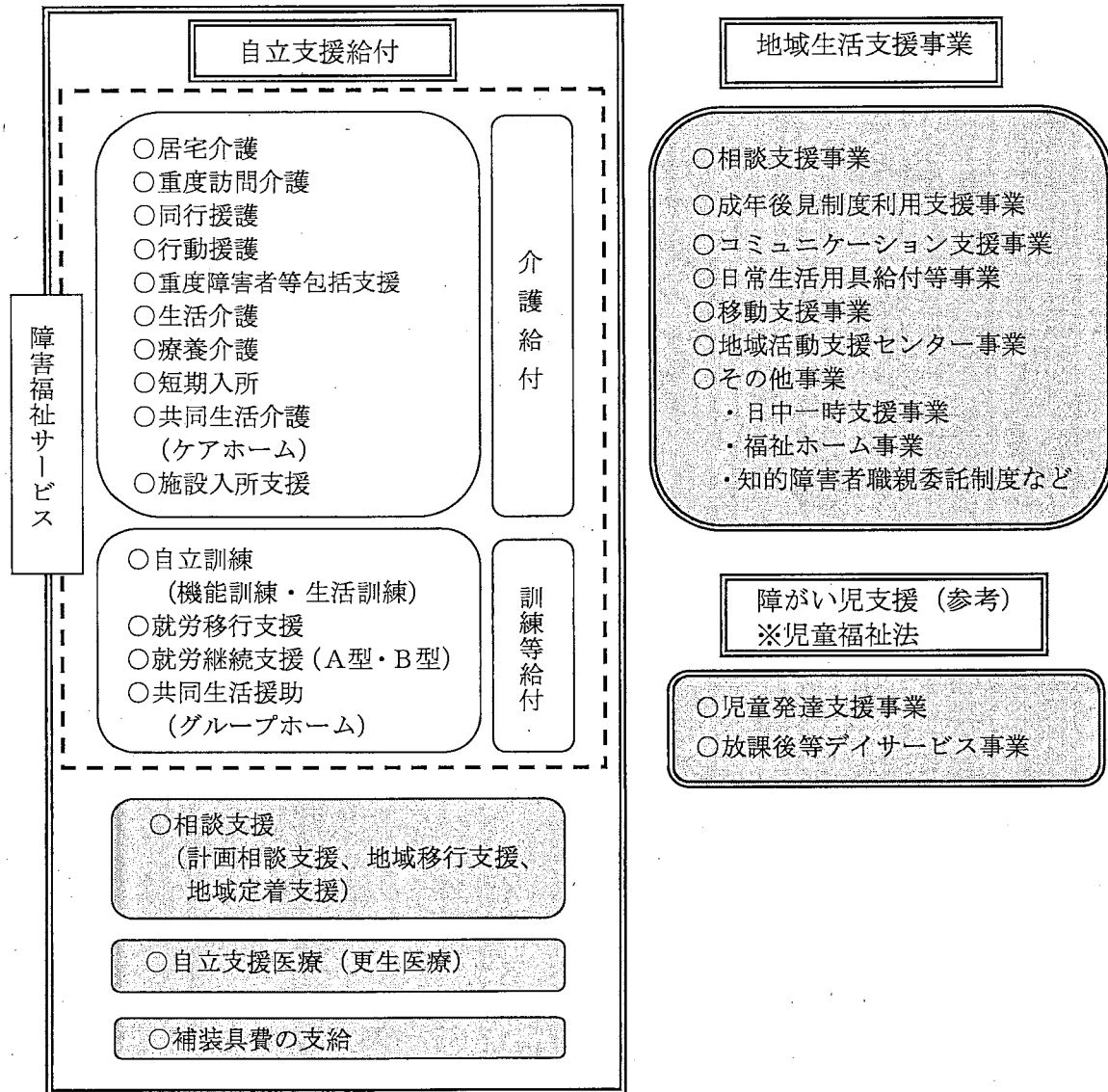
3 計画の体系



4 障害者自立支援法に基づくサービス体系

障害者自立支援法に基づくサービス体系は、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と市町村が独自のサービスを設定できる「地域生活支援事業」で構成されています。

【障害者自立支援法に基づくサービス体系】



※ 体系図は厚生労働省の資料を基に、サービス体系を図表化したものです。

※ 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス内容については、参考資料に掲載しています。

5 アンケート調査結果の概要

本計画を策定するにあたり、障がい福祉サービス等の利用者におけるサービスの利用実態やサービスを提供する事業所における現状・課題などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。以下に、そのポイントを列挙します。

調査は、福祉施設入所者の地域生活への移行調査、福祉施設利用者の一般就労への移行調査、サービス提供事業所の拡充に向けての調査、特別支援学校（高等部）卒業後の進路調査の4種類を実施しました。

○ 調査の方法

① 調査対象者

福祉施設入所者の地域生活への移行調査	平成23年8月1日現在、津市支給決定の施設入所者(279人)及び入所施設(38か所)
福祉施設利用者の一般就労への移行調査	平成23年8月1日現在、津市支給決定の60歳未満の就労系通所施設利用者(417人)及び就労系通所施設(40か所)
サービス提供事業所の拡充に向けての調査	平成23年8月1日現在、障がい福祉サービスの市内居宅訪問介護事業所(46か所)及び介護保険サービスの市内居宅介護事業所(50か所)、市内通所介護事業所(87か所)
特別支援学校（高等部）卒業後の進路調査	平成23年9月1日現在、市内特別支援学校・高等部(6校)

② 調査期間

平成23年8月15日（月）～平成23年8月31日（水）

【特別支援学校：平成23年9月7日（水）～平成23年9月22日（木）】

③ 調査方法

調査票による本人、事業所記入方式。郵送配付・郵送回収による郵送調査

○ サンプル数及び有効回収数

	配布数	総回収数	回収率	有効回収数	有効回収率	無効回収数 (白票)
福祉施設入所者の地域移行調査 (施設入所者)	279	210	75.2%	208	74.6%	2
福祉施設入所者の地域移行調査 (入所施設)	38	33	86.8%	33	86.8%	0

	配布数	総回収数	回収率	有効回収数	有効回収率	無効回収数 (白票)
福祉施設から一般就労への移行調査（就労系通所施設利用者）	417	301	72.1%	295	70.7%	6
福祉施設から一般就労への移行調査（就労系通所施設）	40	34	85.0%	34	85.0%	0
サービス提供事業所の拡充に向けての調査（障がい・居宅訪問介護事業所）	46	31	67.3%	31	67.3%	0
サービス提供事業所の拡充に向けての調査（介護保険・居宅訪問介護事業所）	50	27	54.0%	27	54.0%	0
サービス提供事業所の拡充に向けての調査（介護保険・通所介護事業所）	87	55	63.2%	55	63.2%	0
特別支援学校（高等部）の卒業後の進路希望調査	6	6	100.0%	6	100.0%	0

※注：比率の掲載については、小数点第2位で四捨五入しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行について

問 今後、どのように暮らしたいとお考えですか。

種 類	入所者：208人
施設ですっと暮らしたい	116
親・きょうだいと一緒に暮らしたい	32
仲間と地域で共同生活(グループホームなど)をしたい	7
その他（老人施設など）	6
分からない	47

問 「施設でずっと暮らしたい」を選んだ方に伺います。その理由は何ですか。

種 類	入所者：116 人
施設での生活に満足しているから	53
施設を出た生活に不安があるから	63

問 貴施設において、地域への受け入れ条件を整えば地域生活への移行が可能と思われる入所者(津市支給決定者のみ)はどれくらいと考えますか。

移行が可能と思われる入所者数	入所施設：33 か所
5 人	3
4 人	1
3 人	3
2 人	4
1 人	6
0 人	16

問 入所施設から地域での生活に移行したい障がい者への支援策として、必要だと思うものは何ですか。(複数回答可)

種 類	入所者：210 人	入所施設：33 か所
日中を過ごせる場の確保	132	22
障がい者に対する住民の理解の向上	109	9
家族等の介護者への支援	101	5
グループホーム・ケアホームの充実	94	21
ホームヘルプサービスの充実	91	17
障がい者が働く場の提供	75	9
移動手段や交通手段の確保	74	7
障がい者用住宅の整備や住宅改修の支援	69	6
自立のための訓練事業	55	0
その他(施設に戻れると安心)	1	0
その他(医療的なサポート)	0	1

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行について

問 今後、どのような仕事を望みますか。

種 類	通所施設利用者：295人
授産施設や作業所での福祉的就労	220
その他の一般就労	70
その他（就労継続支援A型、農業など）	5

問 「その他の一般就労」を選んだ方に伺います。職場の就労条件として、どのようなことを重視しますか。（複数回答可）

種 類	一般就労希望者：70人
職場における障がいへの理解と配慮があること	59
勤務時間・勤務日数が調整できること	40
雇用上の身分が安定していること	31
適正な評価の給料があること	30
障がいに合わせた設備があること	23
家にいてもできること	11
その他（送迎があること、家から近いなど）	3

問 「その他の一般就労」を選んだ方に伺います。福祉施設から一般企業などへの移行支援策として、最も必要だと思うものは何ですか。

種 類	一般就労希望者：70人
職場適応援助者（ジョブコーチ）の派遣	21
民間企業の理解と受け入れ	20
就労に関する相談機会	10
就労のあっせん	8
職業訓練の機会	5
その他（わからない、本人次第）	6

問 貴施設において、一般就労への移行が可能と思われる利用者（津市支給決定者のみ）はどれくらいと考えますか。

移行が可能と思われる入所者数	通所施設：34 か所
7人	1
5人	1
3人	3
2人	4
1人	8
0人	17

(3) サービス提供事業所の拡充について

問 津市には「就労継続支援A型（事業所なし）」、「就労移行支援（1事業所）」のサービス提供をしている事業所がほとんどありません。今後、津市において、これらの事業に参入される予定はありますか。

種 類	通所施設：34 か所
参入する予定である（就労移行支援）	1
参入する予定はない	33

問 市内には「重度訪問介護（3事業所）」「行動援護（事業所なし）」のサービス提供をしている事業所がほとんどありません。今後これらの事業に参入される予定はありますか。

種 類	居宅介護事業所：31 か所
参入する予定である（行動援護）	2
参入する予定はない	29

問 津市では、障がい福祉サービスの訪問介護を提供していただく事業所が不足しています。今後、津市において、この事業に参入される予定はありますか。

種 類	介護保険・居宅介護事業所：27 か所
参入する予定である	1
参入する予定はない	26

問 津市では、学校の夏季休暇などの長期休暇時に障がい児を受け入れていただく「日中一時支援事業（障がい者等の家族の就労支援や日常的に介護をしている家族の一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守りなどを行うサービス）」の事業所が不足しています。

今後、津市において、この事業への参入を検討していただく可能性はありますか。

種 類	介護保険・通所介護事業所：55 か所
参入を検討してもよい	11
参入できない	44

(4) 特別支援学校（高等部）の卒業後の進路希望

問 現時点における今後3年間の卒業生の進路希望について教えてください。

	企業等への就労	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	生活介護	専門学校、大学等への進学	施設入所	合計
24年3月	7	0	0	13	7	3	1	31
25年3月	17	0	0	21	13	0	0	51
26年3月	10	2	8	16	9	2	0	47
合 計	34	2	8	50	29	5	1	129

第3章 重点課題に関する数値目標及び方策

福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるため、第1期及び第2期計画では現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、数値目標を設定し、この目標値を達成するための方策を定めて取り組んできました。

第3期計画では、国の基本指針や第2期計画までの実績、アンケート調査結果を踏まえ、平成26年度を目標年度とした新たな数値目標を設定し、目標達成に向けて取り組むべき方策を定めました。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行については、第1期及び第2期計画では、国の基本指針に即し、平成17年度の福祉施設入所者数293人のうち1割の29人が平成23年度末までに地域生活へ移行するものとして数値目標を設定しました。

また、福祉施設入所者数については、国の基本指針では平成17年度の福祉施設入所者数293人の7%削減(20人減)することを基本としていましたが、本市においては、福祉施設入所の待機者が存在しており、現入所者の地域生活の移行を進めるものの、待機者の減少を図る必要があることから、平成17年度の福祉施設入所者数と同数の293人を平成23年度の数値目標として設定しました。

しかしながら、平成23年11月現在、福祉施設入所者数は15人減少し278人となったものの、地域生活への移行者はケアホーム9人、在宅8人の17人に止まり、平成23年度の数値目標29人を達成することはできませんでした。その主な要因としては、ケアホーム等の居住の場の確保が十分にできなかったことや地域生活への移行に不安を感じる入所者、家族への理解の促進があまりできなかったことが考えられます。

第3期計画では、地域生活への移行目標については、国の基本指針に即すると平成17年度の福祉施設入所者数293人の3割の87人となりますが、本市の実情に合った数値目標を設定するためにアンケート調査を実施しました。その結果、福祉施設側が地域への受入条件を整えば地域生活への移行が可能と考えている入所者は42人であったことを踏まえ、第3期計画における地域生活へ移行する目標者数を42人とし、平成26年度末までの数値目標を59人(17人(第2期計画までの実績)+42人)とします。

また、福祉施設入所者については、国の基本指針ではこれまでの2期にわたる計画と同様、平成17年度の福祉施設入所者数293人の1割削減(29人)の

264人を基本としていますが、福祉施設入所の待機者39人（平成23年11月1日現在）の減少を図る必要があることから、第3期計画の地域生活へ移行する目標者数42人から福祉施設入所の待機者39人を差し引いた3人の減を見込み、平成26年度末時点の福祉施設入所者数を275人（278人（平成23年11月1日現在）－3人）と設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行の実績と数値目標

項目	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績
福祉施設入所者の 地域生活への移行 者数	1人	1人 (累計2人)	8人 (累計10人)	1人 (累計11人)
福祉施設入所者数	286人 (△7人)	293人 (7人)	283人 (△10人)	286人 (3人)
項目	平成22年度 実績	平成23年度 実績(見込)	平成23年度 数値目標	平成26年度 数値目標
福祉施設入所者の 地域生活への移行 者数	3人 (累計14人)	3人 (累計17人)	29人	59人
福祉施設入所者数	282人 (△4人)	278人 (△4人)	293人	275人

【数値目標達成のための方策】

- 福祉施設や病院関係者も参画のうえ、地域移行を円滑に進めていくための支援策を津市地域自立支援協議会において検討します。
- 居住の場の確保として、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の整備を促進するため、国、県の施設整備補助制度の活用のための情報提供等を行い、サービス提供事業所の確保に努めます。
- 福祉施設に入所している障がい者が円滑に地域移行するためには、地域生活を体験することが重要なことから、自立生活を体験できる施設（自立生活体験室、グループホーム・ケアホーム）への支援を行います。
- 計画相談支援及び地域相談支援の新しい相談支援体制の実施により、地域生活の移行、定着の促進を図ります。

2 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、国の基本指針ではこれまでの2期にわたる計画と同様、平成17年度実績2人の4倍の8人が平成26年度の1年間で一般就労へ移行する目標者数となります。

これまでの実績においては、平成22年度の10人以外は数値目標を達成できていない状況にあります。しかしながら、アンケート調査結果において、通所施設側が一般就労への移行が可能と考えている利用者は37人いるということを踏まえ、国の基本指針に即した数値目標を達成できる可能性があると判断し、平成26年度の1年間で一般就労へ移行する目標者数を8人とします。

次に、就労移行支援事業の利用者数については、福祉施設利用者1,079人の2割の216人、就労継続支援A型事業の利用者数については、就労継続支援事業利用者440人の3割の132人を国の基本指針では基本としています。

しかしながら、アンケート調査結果において、既存の就労系通所事業所における当該事業への参入が見込めない現状にあることを踏まえ、国が示す上記の基本数値を目標に掲げることは難しいと判断し、第2期計画の利用実績と特別支援学校の卒業後の進路希望を21ページのとおりに見込み、平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数を12人(1.1%)、就労継続支援A型事業の利用者数を14人(3.2%)と本市の実情に合った数値目標を設定します。

(1) 福祉施設から一般就労への移行の実績と数値目標

項目	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績
福祉施設利用 者の一般就労 への移行者数	0人	7人	5人	5人
	平成22年度 実績	平成23年度 実績(見込)	平成26年度 数値目標	
	10人	6人	8人	

(2) 就労移行支援事業の利用者数の実績と数値目標

項目	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 実績	平成 26 年度 数値目標
福祉施設の利用者数	844 人	919 人	974 人	1,079 人
就労移行支援事業 の利用者数	13 人 (1.5%)	10 人 (1.1%)	7 人 (0.7%)	12 人 (1.1%)

(3) 就労継続支援 A 型事業の利用者数の実績と数値目標

項目	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 実績 (見込)	平成 26 年度 数値目標
就労継続支援事業 の利用者数	175 人	269 人	292 人	440 人
就労継続支援 A 型 事業の利用者数	4 人 (2.3%)	6 人 (2.2%)	6 人 (2.1%)	14 人 (3.2%)

【数値目標達成のための方策】

- 津市地域自立支援協議会の運営を通じて、福祉、教育、労働などの地域関係機関のネットワークを構築し、障がい者雇用促進についての課題を共有しながら協力した取り組みを進めます。
- 障がい者就労支援の中核的な拠点である「津地域障がい者就業・生活支援センター」や津公共職業安定所、三重障害者職業センター等の就労支援機関との連携により、企業等に対し、障がい者雇用に対する理解促進及び各種制度のわかりやすい周知により、障がいの特性に応じた就労機会の創出などを促進します。
- 一般就労に近づくためのステップとして必要なサービスである就労移行支援事業、就労移行支援 A 型事業の実施をサービス提供事業所に働きかける一方で、事業への取り組みを促すための支援策を津市地域自立支援協議会で検討します。
- 本市独自のリーフレット等により、障がい者雇用に対する企業の意識改革に努めます。特に、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者の特性に応じた雇用が進むよう、企業等の理解の促進を図ります。

第4章 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策

1 訪問系サービス

(1) 第2期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用時間総数と利用者数)

サービス名	単位	21年度		22年度		23年度(見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	時間/月	2,678	2,948	2,835	3,596	2,993	4,043
	人/月	153	167	162	187	171	205
重度訪問介護	時間/月	2,000	2,182	2,000	2,667	2,000	3,166
	人/月	4	4	4	5	4	6
同行援護	時間/月	—	—	—	—	—	189
	人/月	—	—	—	—	—	27
行動援護	時間/月	0	0	0	0	20	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

【現状・分析】

居宅介護については、平成21年度の良質な人材の確保を推進するために報酬単価が増額されたことにより、8事業所の新規参入があり、利用者数及び利用時間の増加につながりました。

重度訪問介護については、県内においてもサービス提供事業所が少ないことから、本市の事業所が提供するサービスの利用を求め、市外から4人の障がいの者の転入があり、利用者数及び利用時間が増加しました。

同行援護については、平成23年10月から開始された新しいサービスであります。地域生活支援事業の移動支援事業28事業所から10事業所(平成23年11月1日現在)の参入に止まっている現状にあります。

行動援護については、本市にはサービス提供事業所がないため、その受け皿として地域生活支援事業の移動支援事業を利用している現況にあります。

重度障害者等包括支援については、県内にはサービス提供事業所がない現状にあります。

(2) 第3期計画における見込量

(一月当たりの平均利用時間総数と利用者数)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護	時間/月	4,349	4,700	5,051
	人/月	223	241	259
重度訪問介護	時間/月	3,693	4,220	4,748
	人/月	7	8	9
同行援護	時間/月	399	434	469
	人/月	57	62	67
行動援護	時間/月	19	38	57
	人/月	1	2	3
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【見込量の算定】

居宅介護については、利用者数は平成23年度実績における前年度の増加分18人を毎年度に計上します。また、利用時間については、平成23年度実績における1人1月当たりの平均利用時間19.5時間により計上します。

重度訪問介護については、サービスの提供ができる事業所が限られてくることから、第2期計画の利用実績と同程度で推移すると見込み、その増加分1人を毎年度に計上します。また、利用時間については、平成23年度実績における1人1月当たりの平均利用時間527.5時間により計上します。

同行援護については、平成23年度中に地域生活支援事業の移動支援事業における視覚障がいの利用者に対してサービス提供を行っている事業所のほとんどが事業所登録を完了することから、現在移動支援事業を利用している視覚障がいの利用者52人を平成24年度に見込み、前年度実績の増加分5人を毎年度に計上することとします。利用者数は平成23年度の移動支援事業における視覚障がい者(児)の利用実績に前年度の増加分5人を毎年度に計上することとします。また、利用時間については、平成23年度実績における1人1月当たりの平均利用時間7.0時間により計上します。

行動援護については、平成23年度中に市内の1事業所が新規参入する予定であることから、利用者数は毎年度1人増加すると見込み、利用時間は過去の利用実績における1人1月当たりの平均利用時間19.0時間により計上します。

重度障害者等包括支援については、第2期計画の利用実績と同様に実績なしと見込みます。

【見込量確保の方策】

施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を推進することにより、訪問系サービスの利用者の増加が予想されます。このサービス利用者の増加に対応できるよう、ヘルパー等の担い手の育成をサービス提供事業者に働きかけるとともに、介護保険制度におけるサービス提供事業所に対して新規参入を働きかけるなどサービス提供事業所の確保に努めます。

また、重度障がい者や精神障がい者に対するサービス提供体制の確保が求められているため、すべての障がいへの対応が可能となるよう、既存のヘルパーのスキルアップを目的に、県が実施する養成事業や研修等の情報提供を行うなど、人材の育成・確保に努めます。

2 日中活動系サービス

○ 生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

（1）第2期計画における見込量及び実績

（一月当たりの平均利用日数総数と利用者数）

サービス名	単位	21年度		22年度		23年度（見込）	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	人日／月	5,536	5,588	5,696	7,629	7,168	8,489
	人／月	346	310	356	416	448	477
自立訓練 （機能訓練）	人日／月	168	119	168	123	102	157
	人／月	12	8	12	9	12	11
自立訓練 （生活訓練）	人日／月	320	221	384	162	448	150
	人／月	20	16	24	11	28	9
就労移行 支援	人日／月	323	223	323	147	323	81
	人／月	19	13	19	10	19	7
就労継続 支援A型	人日／月	60	67	60	113	60	117
	人／月	3	4	3	6	3	6
就労継続 支援B型	人日／月	3,111	2,957	3,553	4,590	6,154	4,713
	人／月	183	171	209	263	362	286

【現状・分析】

生活介護については、旧法の授産施設が就労継続支援B型だけでなく、生活介護も合わせて障害者自立支援法に基づく新体系施設に移行する動きがあったため、第2期計画の見込量を上回る結果となりました。

自立訓練（機能訓練）については、サービス提供事業所が県内には本市以外にないため、利用者が集中し待機期間が長い状況にあります。

自立訓練（生活訓練）については、市内6事業所の内2事業所（知的系、精神系）が廃止したため、第2期計画の見込量を下回る結果となりました。

就労移行支援については、市内2事業所の内1事業所（精神系）が廃止したことから、第2期計画の見込量を下回る結果となりましたが、平成23年11月に1事業所（身体系）の新規参入がありました。

就労継続支援A型については、現在も市内にサービス提供事業所がないため、市外事業所のサービス利用実績となっています。

就労継続支援B型については、旧法施設の小規模作業所6事業所が平成24年4月1日付けでの新体系事業所に移行することとなったため、第2期計画の見

込量を下回る結果となりました。

(2) 第3期計画における見込量

(一月当たりの平均利用日数総数と利用者数)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日/月	9,846	10,332	10,746
	人/月	547	574	597
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	126	126	126
	人/月	9	9	9
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	221	289	357
	人/月	13	17	21
就労移行支援	人日/月	120	120	120
	人/月	10	10	12
就労継続支援 A型	人日/月	120	120	280
	人/月	6	6	14
就労継続支援 B型	人日/月	6,409	6,868	7,242
	人/月	377	404	426

【見込量の算定】

平成24年4月1日付けの旧法施設から新体系施設への移行分として、生活介護49人、就労継続支援B型72人を平成24年度に計上します。

また、福祉施設入所者の地域生活移行分42人を毎年度の生活介護14人の増、入院中の精神障がい者の地域生活移行分30人を毎年度の生活訓練4人、就労継続支援B型6人の増、特別支援学校卒業生分として、平成24年度生活介護7人、就労継続支援B型13人、平成25年度生活介護13人、就労継続支援B型21人、平成26年度生活介護9人、就労移行支援2人、就労継続支援A型8人、就労継続支援B型16人の増を計上します。

なお、機能訓練、就労移行支援については、現段階では新規参入事業所の予定がないため、第2期計画の利用実績とほぼ同じ程度と見込み計上しています。

また、就労継続支援A型については、現在、市内に事業所がない状況にありますが、平成26年度までに1か所の新規事業所の確保を目標に計上しています。

利用日数については、平成23年度実績における各サービスの1人1月当たりの平均利用日数により、生活介護18日、機能訓練14日、生活訓練17日、就労移行支援12日、就労継続支援A型20日、就労継続支援B型17日と見込み計上します。

【見込量確保の方策】

来年度以降増加する特別支援学校の卒業生の利用が予定されている生活介護、就労継続支援B型等のサービス提供事業所の確保について、津市地域自立支援協議会の「しごとワーキンググループ」を通じて検討を進めます。

○ 療養介護

(1) 第2期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	21年度		22年度		23年度(見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
療養介護	人/月	13	13	13	13	13	10

【現状・分析】

現状では、市内にサービス提供事業所がないため、県内の2か所(鈴鹿市、明和町)の療養型病床を持つ病院を利用している状況であり、平成23年度については3人が重症心身障害児施設に移動したことにより減少しました。

(2) 第3期計画における見込量

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
療養介護	人/月	38	38	38

【見込量の算定及び確保方策】

児童福祉法の一部改正により、障がい福祉サービスへの移行対象となる18歳以上の重症心身障害児施設入所者28人を見込み計上します。

○ 短期入所

(1) 第2期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用日数総数と利用者数)

サービス名	単位	21年度		22年度		23年度(見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
短期入所	人日/月	576	492	506	530	552	574
	人/月	76	73	84	78	92	90

【現状・分析】

介護者の高齢化に伴う負担軽減や緊急時対応のための利用が増加している状況にあります。しかしながら、平成18年度以降当該事業への新規参入の事業所は無く、市内唯一の精神系事業所の撤退や医療を伴う重度心身障がい児等の受入可能な事業所は本市に2か所と少なく、受入事業所が不足している状況にあります。

(2) 第3期計画における見込量

(一月当たりの平均利用日数総数と利用者数)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
短期入所	人日/月	576	612	648
	人/月	96	102	108

【見込量の算定】

利用者数については、平成21年度から平成23年度の平均増加分6人を毎年度計上し、利用日数については、平成23年度における1人1月当たりの平均利用日数6日により計上します。

【見込量確保の方策】

サービス提供事業所が不足している状況にあることから、既存サービス提供事業者の事業拡充や通所施設への新規参入の働きかけを強化するなど事業者の拡充に努めます。

3 居住系サービス

(1) 第2期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	21年度		22年度		23年度(見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
共同生活援助	人/月	17	12	17	11	17	9
共同生活介護	人/月	106	106	111	121	126	121
合計		123	118	128	132	143	130
施設入所支援	人/月	221	180	215	204	293	275

【現状・分析】

共同生活援助(グループホーム)の利用者数は減少傾向にある一方、共同生活介護(ケアホーム)の利用者数は増加傾向にあり、福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域移行の受け皿や高齢化している家族介護力の低下を背景に、同サービスの需要は高まっています。施設の設置状況については、平成21年度3施設(利用者数:21人)、平成22年度3施設(利用者数:18人)、平成23年度2施設(利用者数:8人)となっています。

施設入所支援については、市内の旧法施設から新体系施設への移行は平成23年11月に完了したものの、本市の利用者がいる市外の旧法施設3施設が新体系施設への移行が完了していない状況にあります。

(2) 第3期計画における見込量

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活援助	人/月	11	11	11
共同生活介護	人/月	142	157	164
合計		153	168	175
施設入所支援	人/月	277	276	275

【見込量の算定】

共同生活援助（グループホーム）については、現段階では新規参入事業所の予定がないため、第2期計画の実績と同じ利用者数で推移すると見込み計上します。

共同生活介護（ケアホーム）については、今後の市内における整備計画を勘案し、平成24年度21人（定員7人：3施設）、平成25年度15人（定員7人：1施設、定員4人：2施設）、平成26年度7人（定員7人：1施設）の新規利用者分を計上します。

施設入所支援については、平成24年4月1日付けの旧法施設から新体系施設への移行分3人を平成24年度に見込み、第3期計画の地域生活移行者42人から福祉施設入所の待機者39人を差し引いた3人の減を毎年度に割り振り計上します。

【見込量確保の方策】

福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の整備推進が必要となります。国、県の施設整備補助制度の活用のための情報提供等を行い、事業所の確保に努めます。

4 相談支援

(1) 第2期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	21年度		22年度		23年度(見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
サービス利用 計画作成	人/月	0	0	10	0	11	0

【現状・分析】

市内に5か所のサービス提供事業所があるものの、報酬単価が安価な上、対象者が限定されていることや事務手続きが煩雑なことなどの理由から、平成23年度まで利用実績がない状況にあります。現状としては、本市や津市障がい者相談支援センターにおいて、簡易なサービス利用計画を作成して対応しています。

(2) 第3期計画における見込量

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人/月	71	135	202
地域移行支援	人/月	4	4	4
地域定着支援	人/月	24	24	24

【見込量の算定】

計画相談支援については、国の基本指針では平成26年度までにすべての障がい福祉サービス利用者を対象とすることになります。

平成23年度の障がい福祉サービス利用実績から、計画の策定が必須となる新規施設入所者(1年ごとに1回実施)を毎年度3人、新規サービス利用者(利用開始から3ヶ月間、毎月実施。以後6ヶ月ごとに1回実施)を毎年度30人と見込みます。

また、既存サービス利用者については、平成23年11月1日現在の在宅サービス利用者806人(障がい者775人、障がい児31人)を対象者として、毎月実

施を平成24年度19人(障がい者18人、障がい児1人)、平成25年度26人(障がい者24人、障がい児2人)、平成26年度33人(障がい者30人、障がい児3人)、6ヶ月ごとに1回実施を平成24年度257人(障がい者248人、障がい児9人)、平成25年度514人(障がい者496人、障がい児18人)、平成26年度773人(障がい者745人、障がい児28人)、平成26年度末の福祉施設入所者数275人を対象者として、1年ごとに1回実施を平成24年度92人、平成25年度184人、平成26年度275人と見込み計上します。

地域移行支援については、6ヶ月ごとに1回実施として、第3期計画期間中における福祉施設入所者の地域生活へ移行する目標者数42人及び入院中の精神障がい者の地域生活へ移行する目標者数30人を対象者として利用者数を見込み計上します。

地域定着支援については、毎月実施として、第3期計画期間中における福祉施設入所者の地域生活へ移行する目標者数42人及び入院中の精神障がい者の地域生活へ移行する目標者数30人を対象者として利用者数を見込み計上します。

【見込量確保の方策】

利用者及び障がい福祉サービス事業所に対し、新しい制度の周知徹底を行い、円滑な制度移行を図ります。また、障がい福祉サービスの支給決定前に利用計画を作成することが可能となり、対象者も大幅に拡大されるため、各サービス提供事業所に対して新規参入を働きかけるなど指定事業所の確保に努めます。

第5章 地域生活支援事業等の見込量及び確保方策

1 地域生活支援事業（必須事業）

○ 相談支援事業

(1) 第2期計画における見込量及び実績（実施箇所数）

事業名	単位	21年度		22年度		23年度（見込）	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

【現状・分析】

障がい者相談支援事業については、平成21年9月に市内4か所の相談支援事業所を一か所に集めた「津市障がい者相談支援センター」を設置し、三障がいの専門的な相談対応ができるように相談支援体制の再構築を図りました。設置後の一月当たりの平均利用者数は、平成21年度202人、平成22年度231人、平成23年度269人と増加傾向にあります。

また、美杉地域等の同センターから遠方地域への対応も含めた市全体としての相談支援体制をどのように構築していくかという課題について、津市地域自立支援協議会において現在検討を進めています。

津市地域自立支援協議会については、地域課題に応じた現場担当者や当事者による協議を進めていくために3つのワーキンググループ（くらし・しごと・こども）を平成22年6月に設置し、美杉地域の相談窓口、長期休暇・放課後時における障がい児の支援、企業への障がい者雇用の理解促進などの課題について検討を進め、平成23年8月に「日中一時支援事業における夏季休暇時の強化」、「美杉地域における相談モデル事業」の施策について提言しました。

(2) 第3期計画における見込量（実施箇所数）

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
障がい者相談支援事業	箇所	5	5	5
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1

【見込量の算定・確保方策】

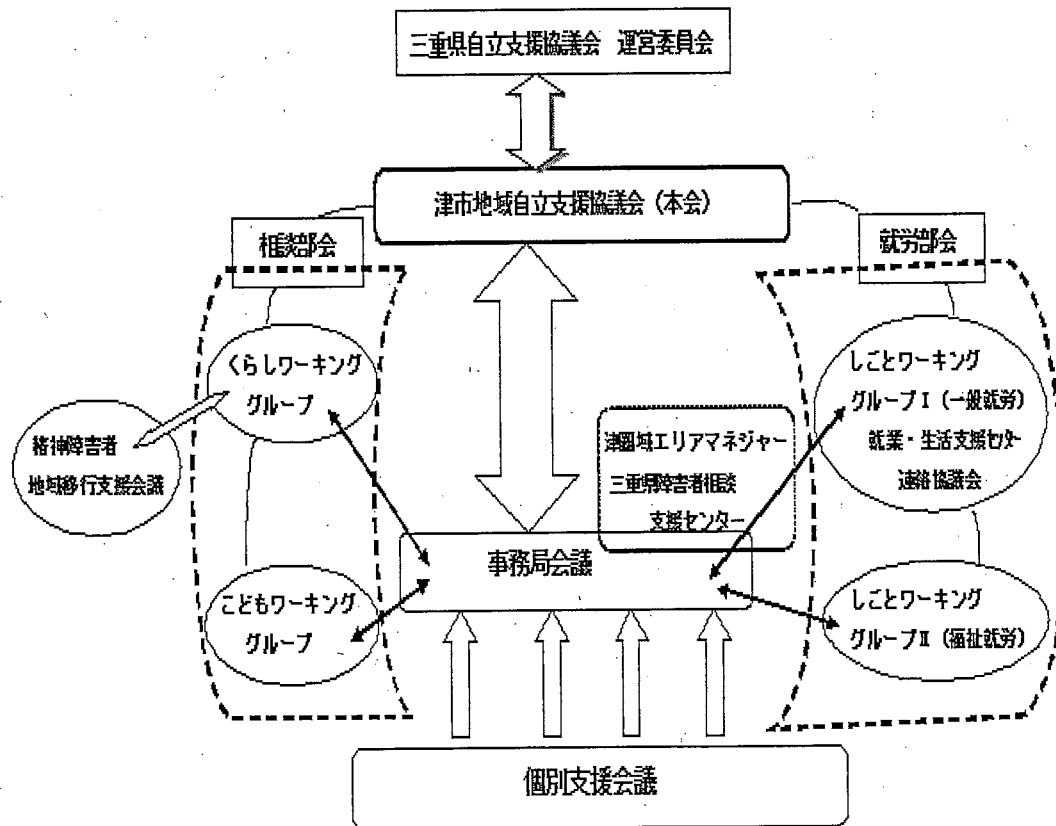
障がい者相談支援事業については、増加している相談者への対応に向け、平成24年度中に1事業所の新規参入を確保し、5事業所体制による相談支援の充実を図ります。

また、法改正に伴う新たな相談支援の枠組みの創設に伴い、本市における一般相談と指定相談の役割を整理し、市全体としての相談支援体制の再構築を図ります。特に過疎地域における相談支援の充実を図るため、その地域の関係者と会議を重ね、当該地域で必要とされているサービスについて検討します。

津市障がい者相談支援センターについては、新たに障害者自立支援法に定められた地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」としての位置づけを持たせるものとし、障がい者虐待防止センターの併設及び成年後見制度利用支援事業の実施も踏まえた相談支援体制の整理をします。

津市地域自立支援協議会については、引き続き障がい者等への支援体制の整備を図る中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、地域の関係機関によるネットワークの構築を行うことにより、情報の共有化、関係機関等の連携の緊密化を図り、障がい福祉に関する地域の諸課題を検討します。

津市地域自立支援協議会イメージ図



○ 成年後見制度利用支援事業

(1) 第2期計画における見込量及び実績（延利用者数）

事業名	単位	21年度		22年度		23年度（見込）	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
成年後見制度 利用支援事業	人／年	—	1	—	0	—	2

【現状・分析】

法改正に伴い平成24年度から地域生活支援事業の必須事業となります。

過去の実績としては、平成20年度3人、平成21年度1人、平成23年度2人となっています。

(2) 第3期計画における見込量（延利用者数）

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
成年後見制度 利用支援事業	人／年	3	4	5

【見込量の算定】

今後、同制度を必要とする方の増加が見込まれることから、過去の実績を踏まえ毎年度1人の微増を見込みます。

【見込量確保の方策】

制度の周知広報とともに、同制度の利用が円滑に進むよう、地域福祉権利擁護事業を行っている津市社会福祉協議会との連携の緊密化を図り、相談支援体制の充実を図ります。

○ コミュニケーション支援事業

(1) 第2期計画における見込量及び実績（延利用者数）

事業名	単位	21年度		22年度		23年度（見込）	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
コミュニケーション 支援事業	人／年	240	185	240	205	240	259

【現状・分析】

平成21年度、平成22年度は見込量を下回った実績となりましたが、平成23

年度は見込量を上回る実績であり、増加傾向で推移しています。

(2) 第3期計画における見込量（延利用者数）

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
コミュニケーション支援事業	人/年	260	260	260

【見込量の算定】

平成23年度実績と同程度で推移すると見込みます。

【見込量確保の方策】

制度の周知広報とともに、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣コーディネイトをきめ細かく行い、安定的な運営を図るため、三重県と本市が役割分担を行い養成した手話通訳者、要約筆記奉仕員の本市への登録を進め、人材の確保に努めます。

○ 日常生活用具給付等事業

(1) 第2期計画における見込量及び実績（延給付件数）

事業名	単位	21年度		22年度		23年度（見込）	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
介護訓練支援用具	件/年	27	17	27	17	27	20
自立生活支援用具		63	55	63	57	63	56
在宅療養等支援用具		45	49	45	48	45	48
情報・意思疎通支援用具		83	40	83	50	83	48
排泄管理支援用具		4,736	5,287	4,736	5,375	4,736	5,463
住宅改修費		18	11	18	11	18	14

【現状・分析】

在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具以外は見込量を下回っており、排泄管理支援用具以外は各年度ほぼ同じ給付件数で推移しています。

(2) 第3期計画における見込量（延給付件数）

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
介護訓練支援用具	件/年	18	18	18
自立生活支援用具		56	56	56
在宅療養等支援用具		48	48	48
情報・意思疎通支援用具		46	46	46
排泄管理支援用具		5,551	5,639	5,727
住宅改修費		12	12	12

【見込量の算定】

排泄管理支援用具については、平成22年度から平成23年度の増加分88件を各年度に加えて計上し、それ以外は、平成21～23年度実績の平均値程度で推移すると見込みます。

【見込量確保の方策】

利用者の利便性確保の観点に立って、支援用具や申請方法、給付期間について、適宜、実態に合った見直しを進めます。

○ 移動支援事業

(1) 第2期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用時間総数と利用者数)

事業名	単位	21年度		22年度		23年度（見込）	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
移動支援事業	時間/月	930	963	986	1,107	1,042	1,232
	人/月	150	149	159	160	168	184

【現状・分析】

平成21年度の良質な人材の確保を推進するために居宅介護等障がい福祉サービスの報酬単価が増額されたことに伴い、移動支援事業についても平成22年度から報酬単価を増額しました。その結果、新規事業所の参入やヘルパーの確保につながり、利用者数及び利用時間の見込量を上回る実績となりました。

(2) 第3期計画における見込量

(一月当たりの平均利用時間総数と利用者数)

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
移動支援事業	時間/月	904	982	1,060
	人/月	139	151	163

【見込量の算定】

視覚障がい者(児)の同行援護への移行者数57人の減と第2期計画の実績を踏まえ、福祉施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域移行者数24人(年間)の半数が利用すると考え、その増加分12人を毎年度に見込みます。

利用時間については、平成23年度実績における1人1月当たりの平均利用時間6.5時間により計上します。

【見込量確保の方策】

実施事業所の確保を図るため、移動支援事業への参入を呼びかけるとともに、三重県が実施するガイドヘルパー等養成研修などの人材育成事業の情報提供を行い、人材の確保に努めます。

○ 地域活動支援センター事業

(1) 第2期計画における見込量及び実績

(実施箇所数と一月当たりの平均利用日数総数)

事業名	単位	21年度		22年度		23年度(見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
地域活動支援センター事業	箇所	0	0	0	0	1	0
	人/月	0	0	0	0	7	0

【現状・分析】

本市においては、三重県基準に基づく地域活動支援センターⅣ型の整備を進

めてきましたが、平成 20 年度末に同事業が廃止されたことに伴い、その時点において同事業の設置基準、職員配置基準を満たしている事業所がなかったため、日中一時支援事業のサービス提供事業所として整理をしました。

現在においても参入事業所の予定はなく、平成 24 年 4 月 1 日付けで新体系施設への移行を進めている市内小規模作業所についても、障がい福祉サービス事業所への移行を目指しており、就労継続支援 B 型へ 5 事業所、日中一時支援事業へ 1 事業所が移行する予定であります。

(2) 第 3 期計画における見込量

(実施箇所数と一月当たりの平均利用日数総数)

事業名	単位	24 年度	25 年度	26 年度
地域活動支援センター事業	箇所	0	0	1
	人/月	0	0	10

【見込量の算定】

平成 26 年度までに地域活動支援センターⅢ型の 1 か所の新規参入事業所の確保を目指して見込量を計上します。

【見込量確保の方策】

地域活動支援センターへ移行することが可能な法人に対して移行を検討していきます。

2 地域生活支援事業（任意事業）

○ 日中一時支援事業

（1）第2期計画における見込量及び実績

（一月当たりの平均利用日数総数と利用者数）

事業名	単位	21年度		22年度		23年度（見込）	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中一時 支援事業	人日／月	720	1,254	760	1,434	800	1,846
	人／月	180	205	190	253	200	315

【現状・分析】

平成21年度の良質な人材の確保を推進するために生活介護等障がい福祉サービスの報酬単価が増額されたことに伴い、日中一時支援事業についても平成22年度から報酬単価を増額しました。その結果、新規事業所の参入確保につながり、利用者数及び利用時間の見込量を大幅に上回る実績となりました。

しかしながら、障がい児については、地元学童保育への受け入れが難しく、また同事業提供事業所においても障がい児の受け入れが困難な事業所も多い状況にあります。特に長期休暇期間中については、通常時よりも利用希望が多くなることから、受け入れ事業所が不足し希望どおりの日数を利用できない状況も見受けられます。

（2）第3期計画における見込量

（一月当たりの平均利用日数総数と利用者数）

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
日中一時 支援事業	人日／月	2,178	2,466	2,754
	人／月	363	411	459

【見込量の算定】

第2期計画の実績を踏まえ、その増加分48人を毎年度に見込み計上します。利用日数については、平成23年度実績における1人1月当たりの平均利用日数6日により計上します。

【見込量確保の方策】

利用者は着実に増加しており、特に障がい児については夏季休暇期間中（7/21～8/31）の受け入れ事業所の確保策として、報酬単価に「夏季休暇時特別加算」を新設し、既存の同事業提供事業所の利用可能枠の拡大とともに、介護保険制度のサービス提供事業者も含めた新規事業所の確保に努めます。

○ その他の事業

（1）第2期計画における実績（延利用者数）

事業名	単位	21年度	22年度	23年度（見込）
福祉ホーム事業	人／年	2	1	1
知的障がい者職親委託		9	8	6
点字広報発行事業		74	69	69
声の広報発行事業		62	65	67
自動車運転免許取得助成事業		3	2	3
自動車改造助成事業		15	18	13
視覚障害者自立歩行訓練事業		13	13	20

（2）第3期計画における取り組み

第3期計画においても、引き続き上記の事業を実施していきます。必要とする障がい者（児）が利用できるように事業の周知と利用の促進を図ります。

3 障がい児支援（参考）

（1）第2期計画における見込量及び実績

（一月当たりの平均利用日数総数と利用者数）

サービス名	単位	21年度		22年度		23年度（見込）	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童デイサービス	人日／月	98	92	109	186	120	353
	人／月	35	39	39	59	43	94

【現状・分析】

平成21年度については、市内にサービス提供事業所がないことから、松阪市の事業所（2か所）を利用している現状であったが、平成22年度1事業所、平成23年度2事業所の市内事業所の新規参入があり、利用者数及び利用時間の見込量を大幅に上回る実績となりました。

（2）第3期計画における見込量

（一月当たりの平均利用日数総数と利用者数）

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
児童発達支援事業	人日／月	212	212	212
	人／月	53	53	53
放課後等デイサービス	人日／月	248	248	248
	人／月	62	62	62

【見込量の算定】

児童デイサービスについては、法改正により平成24年度から児童福祉法による児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの新しいサービスとなります。

このため、児童デイサービスの利用者のうち、未就学児分を児童発達支援事業、小・中・高校生徒分を放課後等デイサービスの対象として見込んでいます。

また当面の間、既存の児童デイサービス事業所においては経過措置的な運営をしていくことが予想されるため、利用者数については平成23年11月実績と同水準で見込み、利用日数についても平成23年度における1人1月当たりの平均利用日数の4日により計上します。

【見込量確保の方策】

利用者及び事業者に対し、法改正による事業移行について周知し、新しい事業体制への円滑な移行を図ります。

第6章 計画の推進

1 計画達成状況の点検及び評価

計画を着実に進めていくため、津市地域自立支援協議会において計画の達成状況等について、継続的に点検、評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

本計画の具現化については、「津市障がい者計画」において、施策体系の構築のもと各種事業を展開していくこととなるため、「津市障がい者計画」において本計画の進行管理を一体的に実施することとします。

参 考 资 料

1 津市の障害者手帳所持者数（平成 23 年 4 月 1 日現在）

(1) 身体障害者手帳保持者数

(単位：人)

	18 歳以上	18 歳未満	合計
1 級	3,002	112	3,114
2 級	1,856	76	1,932
3 級	2,198	30	2,228
4 級	2,467	15	2,482
5 級	625	7	632
6 級	668	7	675
合計	10,816	247	11,063

(2) 療育手帳保持者数

(単位：人)

	18 歳以上	18 歳未満	合計
A 1 (最重度)	194	72	266
A 2 (重 度)	493	121	614
B 1 (中 度)	439	97	536
B 2 (軽 度)	158	128	286
合計	1,284	418	1,702

(3) 精神障害者保健福祉手帳保持者数

(単位：人)

	18 歳以上	18 歳未満	合計
1 級	150	1	151
2 級	907	11	918
3 級	286	8	294
合計	1,343	20	1,363

(平成 23 年度福祉行政報告例を基に作成)

2 障がい福祉サービス支給決定者数（平成 23 年 11 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分	サービス名称	支給決定者
介護給付費	居宅介護	322
	重度訪問介護	7
	同行援護	41
	行動援護	2
	重度障害者等包括支援	0
	療養介護	10
	生活介護	553
	児童デイサービス	156
	短期入所（ショートステイ）	502
	共同生活介護（ケアホーム）	138
	施設入所支援	274
訓練等給付費	共同生活援助（グループホーム）	15
	自立訓練（機能訓練）	14
	自立訓練（生活訓練）	12
	宿泊型自立訓練	9
	就労移行支援	10
	就労継続支援 A 型	6
	就労継続支援 B 型	403
旧法施設支援	旧法通所（旧知的授産）	70
	旧法入所（旧身体療護・知的更生・通勤寮）	12
合 計		2,556
受給者証発行対象者数		1,617

※ 同一人が複数のサービスを利用している場合は、それぞれにカウントしています。

※ 受給者証発行対象者数は、複数のサービスを受けている者を 1 人としてカウントしたものです。

3 障がい福祉サービスの内容

	サービス名称	内 容
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に対して、外出時に視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護などの援助をします。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活をできるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

4 地域生活支援事業の内容

区分	事業名	内容
必須事業	相談支援事業	委託相談支援事業所において、障がい者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する調整などの支援をします。
	地域自立支援協議会	地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となる協議組織であり、委託相談支援事業所の運営評価、支援の難しい事例への対応に関する協議・調整、地域の社会資源の開発・改善などを行います。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者や精神障がい者について、親族がいない等の理由がある場合に市長による申立てを実施するとともに、低所得の方に対して、申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
	コミュニケーション支援事業	聴覚障がい、音声・言語機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度障がい者等の日常生活の便宜に資するため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するとともに、住宅改修に必要な経費の一部を助成します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出のための必要な支援を行います。
	地域活動支援センター事業	障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進等を行う事業を実施します。
任意事業	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援と、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、見守りや社会に適應するための日常的な訓練を行います。
	福祉ホーム事業	住居を必要としている障がい者に、低額な料金で居室等の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

任意事業	知的障がい者職親委託	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等の支援を行います。
	点字・声の広報発行事業	重度の視覚障がいのある方等に日常生活に必要な情報を点字又は記録媒体に収録してお届けします。
	自動車運転免許取得助成事業	身体障害者手帳（1級から4級）をお持ちの方が、自動車教習所等において普通運転免許を取得した時に要した費用の一部を助成します。
	自動車改造助成事業	重度の肢体不自由のある方が、就労等のため自らが所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部を助成します。
	視覚障害者自立歩行訓練事業	重度の視覚障がいのある方が、自立した生活を送るための白杖歩行や点字などの訓練を行います。

5 津市内に所在する障害者自立支援法による指定事業所一覧

(平成 23 年 11 月 1 日現在)

●新体系サービス対象事業所

指定事業の種類	指定事業所名
居宅介護	せせらぎシルバーサービス有限会社
	ケアサービスかいま
	ユリカ株式会社介護事業部ヘルパーステーションいこいの郷 ななくり
	ヘルパーステーション輝
	株式会社あそか
	ヘルパーステーションロマン久居
	ヘルパーステーションひなた
	三重県健康福祉生活協同組合津支部
	ホームヘルパーステーション花紬
	実践津
	指定居宅介護事業所聖マッセヤ心豊苑
	久居訪問介護ステーションシルバーケア豊壽園
	津市社協介護支援事業所（一志）
	津市社協訪問介護事業所（河芸・芸濃・安濃）
	津市社協訪問介護事業所（津・香良洲）
	津市社協訪問介護事業所（久居・美里）
	津市社協介護支援事業所（白山）
	障がい福祉サービス居宅介護事業所つくしんぼ
	特定非営利活動法人共同連三重
	ケアセンターひよこの家
	有限会社With A Will
	訪問介護事業所カトレア
	有限会社ケアステーションたきび
	ヘルパーステーションコーケン
	株式会社ほほえみサポート
	響ヘルパーステーション
	訪問介護緑の里
津中央ヘルパーステーションシルバーケア豊壽園	

	ピアサポートみえ
	セントケア津
	自立生活センター・ARCH
	ニチイケアセンター津
	ニチイケアセンター津中央
	訪問介護事業所ベクヴェーム
	ニチイケアセンター八町
	ヘルパーステーション青空
	ヘルパーステーションれんげ
	ナイトー介護ステーション
	ヘルパーステーションあんじゅ
	ヘルパーステーションスカイ
	あいむケアサービス
	訪問介護虹
	ヘルパーステーションつぐみの森
	訪問介護事業所サザンコート
	特定非営利活動法人 ティアラ
	訪問介護すみれ
	あったか介護 おひさま
	ヘルパーステーション 心 むすび
居宅介護事業所	48事業所

指定事業の種類	指定事業所名
重度訪問介護	ヘルパーステーション輝
	株式会社あそか
	ヘルパーステーションひなた
	三重県健康福祉生活協同組合津支部
	実践津
	身体障害者療護施設聖マッテヤ心豊苑
	津市社協介護支援事業所（一志）
	津市社協訪問介護事業所（河芸・芸濃・安濃）
	津市社協訪問介護事業所（津・香良洲）
	津市社協訪問介護事業所（久居）
	津市社協介護支援事業所（白山）
	障がい福祉サービス居宅介護事業所つくしんぼ

特定非営利活動法人共同連三重	
ケアセンターひよこの家	
有限会社With A Will	
有限会社ケアステーションたきび	
ヘルパーステーションコーケン	
響ヘルパーステーション	
訪問介護緑の里	
ピアサポートみえ	
セントケア津	
自立生活センター・ARCH	
ニチイケアセンター津	
ニチイケアセンター津中央	
訪問介護事業所ベクヴェーム	
ニチイケアセンター八町	
ヘルパーステーション青空	
ヘルパーステーションれんげ	
ナイトー介護ステーション	
ヘルパーステーションスカイ	
あいむケアサービス	
訪問介護虹	
ヘルパーステーションつぐみの森	
訪問介護事業所サザンコート	
特定非営利活動法人 ティアラ	
訪問介護すみれ	
あったか介護 おひさま	
ヘルパーステーション 心 むすび	
重度訪問介護事業所	38事業所

指定事業の種類	指定事業所名
同行援護	ホームヘルパーステーション花紬
	久居訪問介護ステーションシルバーケア豊壽園
	特定非営利活動法人共同連三重
	株式会社ほほえみサポート
	津中央ヘルパーステーションシルバーケア豊壽園
	あいむケアサービス

	実践津
	ヘルパーステーション コーケン
	ヘルパーステーション あんじゅ
	あったか介護 おひさま
同行援護事業所	10事業所

指定事業の種類	指定事業所名
行動援護事業所	該当なし

指定事業の種類	指定事業所名
重度障害者等包括支援事業所	該当なし

指定事業の種類	指定事業所名
児童デイサービス	城山れんげの里
	社会福祉法人三重県厚生事業団三重県いなば園プリズム
	こぶくろ
児童デイサービス事業所	3事業所

指定事業の種類	指定事業所名
短期入所	三重県身体障害者総合福祉センター
	指定短期入所事業所三重県いなば園すぎのき寮
	指定短期入所事業所三重県いなば園くすのき寮
	三重県立草の実リハビリテーションセンター
	長谷山寮短期入所事業所
	津長谷山学園短期入所事業所
	指定知的障害者短期入所事業所まもり苑
	指定短期入所事業所三重県いなば園もみのき寮
	指定短期入所事業所聖マッテヤ心豊苑
	指定短期入所事業所三重県いなば園かしのき寮
	独立行政法人国立病院機構三重病院
	城山れんげの里短期入所事業所
	特定非営利法人おもいやり介護の会つくしんぼ複合施設「つくしんぼの家一志」
短期入所カザハヤ園	
短期入所事業所	14事業所

指定事業の種類	指定事業所名
療養介護事業所	該当なし

指定事業の種類	指定事業所名
生活介護	三重県身体障害者総合福祉センター
	サンフラワーガーデン
	アンダンテ
	生活介護事業所ひかり
	城山れんげの里
	障害者支援施設まもり苑
	複合施設「つくしんぼの家一志」フリースペース夢
	三重県いなば園すぎのき寮
	三重県いなば園かしのき寮
	三重県いなば園もみのき寮
	朝海ハイム
	河芸しいのみ
	工房いなば
	たるみ作業所
	はくさん作業所
	コスモス作業所
	むくの木ワーク
	風早の郷
生活介護センター湖畔の郷. 風早	
生活介護事業所	19事業所

指定事業の種類	指定事業所名
自立訓練（機能訓練）	三重県身体障害者総合福祉センター
自立訓練（生活訓練）	障がい者サポートセンター工房ゆう
	三重県身体障害者総合福祉センター
	城山れんげの里
	朝海ハイム
宿泊型自立訓練	朝海ハイム
自立訓練事業所	6事業所

指定事業の種類	指定事業所名
就労移行支援	三重県身体障害者総合福祉センター
	風早の郷
就労移行支援事業所	2事業所

指定事業の種類	指定事業所名
就労継続支援（A型）事業所	該当なし

指定事業の種類	指定事業所名
就労継続支援（B型）	障がい者サポートセンター工房ゆう
	サンフラワーガーデン
	工房いなば
	いすゞ工房
	クローバーハウス
	支援センターあゆみ夢楽園
	津ファクトリー
	津ファクトリー河辺
	みすぎ杉の実作業所
	マイウエイ
	河芸しいのみ
	笠取の里
	なごみ作業所
	なごみ作業所てくてく
	特定非営利活動法人ありんこ工房
	たるみ作業所
	まつぼっくり作業所
	はくさん作業所
	コスモス作業所
	むくの木ワーク
	支援センターペがさす
	おてんとさん
	風早の郷
就労継続支援（B型）事業所	23事業所

指定事業の種類	指定事業所名
施設入所支援	三重県身体障害者総合福祉センター
	城山れんげの里
	障害者支援施設まもり苑
	三重県いなば園すぎのき寮
	三重県いなば園かしのき寮
	三重県いなば園もみのき寮
	障害者支援施設 聖マッテヤ心豊苑
	障害者支援施設 長谷山学園
	障害者支援施設 長谷山寮
	障害者支援施設 カザハヤ園
施設入所支援事業所	10事業所

指定事業の種類	指定事業所名
共同生活援助	ダルクホーム
	グループホームYTネット
	森ホーム
	特定非営利活動法人グループホームのぞみ
	夢の郷
	グループホームかわせみ
	はくさんホーム
	一番ぼし流れぼし
	ひびき
	ドリームハウス
	特定営利法人おもいやり介護会つくしんぼ複合施設 「つくしんぼの家一志」
	ふくろうの里
	グループホームトレニア
共同生活援助事業所	13事業所

指定事業の種類	指定事業所名
共同生活介護	SFG48 (エスエフジーフォーティーエイト)
	森ホーム

	ケアホームこころの結
	特定非営利活動法人グループホームのぞみ
	夢の郷
	はくさんホーム
	一番ぼし流れぼし
	ドリームハウス
	特定非営利法人おもいやり介護の会つくしんぼ複合施設 「つくしんぼの家一志」
	ふくろうの里
	ケアホームたんぼぼ
	グループホームまもり
	らいふほーむおおざと
	グループホームトレニア
	特定非営利活動法人コーケンことぶき学園
	ピアハウス南新町
共同生活介護事業所	16事業所

指定事業の種類	指定事業所名
相談支援	相談支援事業所 風早の郷
	アンダンテ
	三重県身体障害者総合福祉センター
	相談支援事業所ふらっと
	ゆいまーる（共同連三重）
相談支援事業所	5事業所

●旧法によるサービス対象事業所

指定事業の種類	指定事業所名
旧知的障害者授産施設	津ワークキャンパス
	知的障害者授産施設こころの結
旧精神障害者小規模授産施設	工房T&T
旧法施設	3事業所

指定事業の種類	指定事業所名
小規模作業所	ふれあい作業所

	トライアングル
	ジョブパークみえ
	リカバリー
	工房ひまわり
小規模作業所	5事業所

●地域生活支援事業によるサービス対象事業所

指定事業の種類	指定事業所名
移動支援	ヘルパーステーション青空
	自立生活センター・ARCH
	株式会社あそか
	あいむケアサービス
	特定非営利活動法人市民福祉団体いきいき
	有限会社With A Will
	特定非営利活動法人おもいやり介護の会つくしんぼ
	ヘルパーステーション輝
	訪問介護事業所カトレア
	特定非営利活動法人共同連三重
	ヘルパーステーション コーケン
	実践津
	聖マッセヤ心豊苑
	セントケア津
	ニチイケアセンター津
	ニチイケアセンター津中央
	ニチイケアセンター八町
	社会福祉法人 津市社会福祉協議会
	特定非営利活動法人21健康生きがいネットワーク
	ホームヘルパーステーション花紬
	特定非営利活動法人ピアサポートみえ
	響ヘルパーステーション
	有限会社ケアセンターひよこの家
久居訪問介護ステーション シルバーケア豊壽園	
津中央ヘルパーステーション シルバーケア豊壽園	
有限会社ほほえみサポート	

	訪問介護事業所まこと
	訪問介護緑の里
	ヘルパーステーション あんじゅ
	あったか介護おひさま
	訪問介護事業所サザンコート
移動支援事業所	31事業所

指定事業の種類	指定事業所名
日中一時支援	明合乃里デイサービスセンター
	アンダンテ
	憩いの汀Ⅰ
	憩いの汀Ⅱ
	おもいやり介護の会つくしんぼ
	笠取の里
	カザハヤ園
	風早の郷
	こころの結
	支援センターあゆみ 夢楽園
	障害者支援施設城山れんげの里
	聖マツテヤ心豊苑
	津なぎさの家
	くりまのさと
	ふくろうの家
	久居福祉作業所
	知的障害者短期入所事業所まもり苑
	三重県いなば園
	地域活動支援センタースタジオピア
	いきいきはうす
	工房ゆう
	デイサービス・夢
	支援センターペがさす
	たるみ作業所
	むくの木ワーク
	コスモス作業所
	はくさん作業所

	デイサービスセンターぬくもり
	デイサービスセンター音色
	やさしさクラブはる子の家
	デイサービス クレイドル
	ありんこ工房
	八幡園デイサービスセンター
	デイ・サービスセンター泉園
	デイサービスセンター希望苑
	ひかり
	デイサービスセンターうららか
日中一時支援事業所	37事業所

6 用語解説

この用語解説については、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて整理したものです。

か行	
基本指針	厚生労働大臣が障害者自立支援法87条に基づき定めるもので、障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針。
旧法施設サービス	これまでの支援費制度における通所・入所施設のサービス。障害者自立支援法では、平成24年3月までの経過措置があり、この間に介護給付または訓練等給付にサービスが再編される。
居住系サービス	自立支援給付における共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援等をいう。なお、療養介護については、日中活動系と居住系サービスの両方を併せ持つサービスで日中活動系サービスに分類される場合もある。また、福祉ホームを含めて表現する場合もある。
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス事業所等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、適切なサービス利用を図るサービス。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な拠点として、総合的な相談支援及び成年後見制度の利用支援、障がい者の虐待防止等の支援などの業務を行います。
さ行	
障がい福祉サービス等	指定障がい福祉サービス、指定相談支援に基づくサービスをいう。障害者自立支援法に基づく、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、その他の障がい者福祉に関するサービスを総称して、障がい福祉サービス等又は障がい福祉サービスと表現する場合もある。

障害者自立支援法	障がいのある人々の自立を支えるため、身体、知的、精神の障がいの種別に係わりなく必要なサービスが受けられるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編するとともに、サービス利用者の利用量と所得に応じた負担や、支給決定の仕組みの透明化などを盛り込んだ法律で、平成17年11月7日に公布され、平成18年4月1日一部施行、平成18年10月1日に全面施行された。
障がい者計画	障害者基本法により、都道府県及び市町村が策定する障がいのある人のための施策に関する総合的な計画。障害者基本法による「障がい者」とは、身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神に障がいのある人をいう。平成19年度から市町村における計画の策定が義務規定となった。
障害者基本法	障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。平成5年施行。平成16年6月に大幅に改正された。
自立支援給付	障害者自立支援法で規定されている給付で、主に「介護給付費」「訓練等給付費」「サービス利用計画作成費」「自立支援医療費」「療養介護医療費」「補装具費」をいう。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障がい者の方を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれにともなう日常生活、社会生活上の支援を一体的に行い、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的とした施設。
障害者職業センター	障がい者に対して、公共職業安定所（ハローワーク）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供する施設。
授産施設	雇用されることが困難な障がい者が入所または通所し、必要な訓練を受け、職業を得て自活を図る施設。

小規模作業所	障がいのある人が通所し、社会生活へ適応するための生活指導、作業訓練等を行う施設。
新体系（サービス）	障害者自立支援法によって再編されたサービス。
サービス利用計画	障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類及び内容等を定めた計画を作成することで、指定相談支援事業者が作成する計画。
相談支援事業	障害者自立支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、相談、サービス利用計画の作成、事業者の紹介やサービス調整などの援助を行う。
障がい者相談支援センター	障がいのある人の福祉サービスの利用相談や情報の提供などの相談支援事業を行う機関。市町村が実施主体となり、その運営は市町村又は相談支援事業者への委託により実施される。
手話通訳者	聴覚に障がいのある人や言語に障がいのある人と障がいのない人との意思伝達を援助する者で、都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業を終了した者。
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。
た行	
地域生活支援事業	障害者自立支援法に位置づけられたもので、都道府県・市町村が厚生労働省令で定めるところにより実施する事業。
地域生活への移行	重度の障がいのある人は施設へ入所するという考えではなく、入所者等が地域で生活できるようにしようとする。ノーマライゼーション理念の具現化の一つとされている。地域生活の場としてはグループホーム等が考えられる。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する機関。

特別支援学校	学校教育法に基づき、小・中学校、高等学校などにおいて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒等に対し、その障がいに応じた教育を行うことを目的とした学校。
地域移行支援	施設入所者及び精神科病院の入院患者を対象に、住居の確保やその他地域における生活に移行するための支援を行うサービス。
地域定着支援	一人暮らしの方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するサービス。
地域生活支援事業 必須事業	障害者自立支援法により、都道府県、市町村が実施しなければならない事業として位置づけられたもの。平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における「地域生活支援事業実施要綱」に規定された事業で「相談支援」「コミュニケーション支援」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター」の5つの事業に加え、平成24年4月から新たに「成年後見制度利用支援事業」が必須事業として位置づけられることとなった。
地域生活支援事業 任意事業	地域生活支援事業必須事業以外で、自立した日常生活または社会生活を営むために必要なものとして市町村の判断により実施することができる事業。これらの事業については、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における「地域生活支援事業実施要綱」の「その他の事業」として規定されている。
な行	
日中活動系サービス	自立支援給付における生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所のサービスをいう。なお、療養介護については、日中活動系と居住系サービスの両方を併せ持つサービスで居住系サービスに分類される場合もある。また、地域生活支援事業の地域活動支援センター事業を含めて表現する場合もある。

日常生活用具	重度の障がい者（児）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や聴覚障がい者用ファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者および難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。
は行	
訪問系サービス	自立支援給付における居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の4つのサービスをいう。
ヘルパー	要介護・要支援認定者、障がいのある人等の家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、住居等の掃除など生活・身上・介護に関する相談・援助を行う者。
放課後等デイサービス	放課後や長期休暇において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービス。
や行	
要約筆記奉仕員	所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障がいのある人のために要約筆記を行う者。要約筆記とは、話し手の内容を筆記して聴覚に障がいある人に伝達するもの。

第3期津市障がい福祉計画（案）

策定 平成24年 月

発行 津市

編集 津市健康福祉部障がい福祉課

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

電話 059-229-3157

FAX 059-229-3334

E-mail 229-3157@city.tsu.lg.jp